

引っ越し時の届け出

手稲区役所 ☎681-2400

春は引っ越しの季節です。下表を参考に区役所へ届け出てください(このほかの手続きが必要な場合もあります)。ご不明な点は担当課へ電話でご確認の上、ご来庁ください。

(表内の○数字は手稲区役所の窓口番号、★印は手稲区役所での手続き、*印は届け出に必要なものです)

		手稲区→市外	手稲区→市内の他区	手稲区内	窓口	課
住所変更	★ 転出届を提出。 ⇒ 転出証明書を発行します。転出先の市町村へ提出してください。	転出先の区役所に転入届を提出。 (転出後14日以内)	★ 転居届を提出。 (転居後14日以内)		1階 ⑨⑩	戸籍住民課
	新住所の番号(○番○号)・番地(○番地)、アパート・マンションの名称・部屋番号を確認の上、届け出てください。 *本人確認できる書類(運転免許証・健康保険証など)					
印鑑登録	★ 印鑑登録証(カード)の返還 (印鑑登録は廃止になります)。 *印鑑登録証	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更され、引き続き印鑑登録証(カード)を使用できます。 新たに印鑑登録をする方への手続きについては、戸籍住民課にお問い合わせください。				
転校 (小・中学校)	転出先の市町村へ在学証明書(現在の学校で発行)を提出してください。	転入届の手続き時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示。⇒入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。 *在学証明書	★ 転居届の手続き時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示。⇒入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。 *在学証明書			
国民健康保険	★ 脱退手続き(転出前)。 *国民健康保険証	転出先の区役所で住所変更の手続き (転出後14日以内)。 *国民健康保険証	★ 住所変更の手続き (転居後14日以内)。 *国民健康保険証		2階 ②	保険年金課
介護保険	★ 被保険者証の返還。要介護認定を受けている方および認定申請中の方は、受給資格証明書の交付を受けてください。 *被保険者証	転出先の区役所で住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。 *被保険者証	★ 住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。 *被保険者証			
国民年金	加入者	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。 ----- 第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先で住所変更の手続きをしてください。			2階 ③	
	受給者	年金の種類によって手続きが異なりますので、転出先の市町村の年金係にお問い合わせください。				
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	★ 転出の手続き。 ⇒ 転出先の市町村で住所変更の手続きをしてください。 *印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き。 *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き。 *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑		1階 ①	保健福祉サービス課
身体障害者手帳	★ 福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉定期券利用証明書・福祉割引ウィズユーカードの返還。 ⇒ 転出先の市町村で住所変更の手続きをしてください。	転出先の区役所で住所変更の手続き。 *身体障害者手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き。 *身体障害者手帳・印鑑		1階 ①②	
療育手帳		転出先の区役所で住所変更の手続き。 *療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き。 *療育手帳・印鑑			
敬老パス 敬老手帳	★ 敬老パス・敬老手帳の返還。 *敬老パス・敬老手帳	敬老パスは、そのまま使用できます。 敬老手帳は、新住所を記入してください。			1階 ②	
児童手当	★ 消滅の手続き。 ⇒ 転出先の市町村で新たに申請してください。	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。				
児童扶養手当 特別児童扶養手当	★ 住所変更の手続き。 *手当証書・印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き。 *手当証書・印鑑	★ 住所変更の手続き。 *手当証書・印鑑		1階 ⑥	
医療助成	★ 受給者証の返還(本市または平成14年1月1日現在居住の市町村で発行する所得証明書が必要)。	転出先の区役所で住所変更の手続き。 *受給者証	★ 住所変更の手続き。 *受給者証			
固定資産税	市内に固定資産を所有している方は、資産の所在する区役所に住所変更の連絡を(電話・手紙での連絡も可)。				2階 ⑤	課税課
原動機付自転車 (125cc以下)	★ 廃車届を提出。 *印鑑・ナンバープレート・運転免許証・標識交付証明書	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。				